

局 長 これより議案について、ご審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数23名中、本日は柳井 正二 委員、小川 一男 委員、足立 敏雄 委員が欠席となっており、出席委員は20名となっております。よって、臼杵市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議 長 次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号12番 物延 亀一 委員、議席番号17番 足立 正徳 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 1ページをお開きください。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて、許可申請書の提出が下記のとおり、あったので提案する。

平成29年5月2日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

2ページをお開きください。

番号1、田 215㎡ を耕地拡張のため所有権移転するものです。

番号2、田 1,307㎡ 外3筆 合計 2,729㎡ を耕地拡張のため所有権移転するものです。

番号 3、畑 0.4 m² を耕地拡張のため所有権移転するものです。

以上 3 条申請については、農地法第 3 条第 2 項の[全部効率利用要件]、[農作業常時従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、「農地法第 3 条申請チェックリスト」を併せてご覧いただきたいと思います。4 月 4 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

長 田 4 月 4 日に現地調査を実施しました。議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査について、チェ
委 員 ックリストと合わせての報告いたします。

番号 1 の申請についてです。贈与により所有権移転するものであります。申請地としてすべて適切に管理されている土地です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の申請についてです。売買により所有権移転するものです。申請地は 4 筆で、適切に管理されている土地です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の申請についてです。売買により所有権移転するものです。申請地は 1 筆で、市道の拡張の際、道路用地に転用されず残地となった土地であります。申請者が経営する農地と隣接するため、今回申請に至ったものです。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議 長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 　次に、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 　5ページをお開きください。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成29年5月2日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

6ページからとなります。

番号1、田 647㎡ を使用貸借権の設定により賃貸長屋住宅として利用するものです。農地の区分は3種農地となっています。

番号2、畑 394㎡ を譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は3種農地となっています。

番号3、畑 362㎡ 外1筆 合計 555㎡ を譲り受け、太陽光発電施設用地として利用するものです。農地の区分は2

種農地となっております。

番号 4、畑 333 m² を譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。なお、この案件につきましては、一部が駐車場用地として利用されていますので追認案件となります。

以上 4 件の申請については、立地基準、一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件についても別紙「農地法第 5 条申請チェックリスト」をご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5 条申請 4 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいていますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

遠藤委員 4 月 24 日に実施しました、議案第 21 号 農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号 1 の申請についてです。使用貸借権の設定により賃貸長屋住宅用地として利用するものです。申請地は 1 筆で、適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号 2 の申請についてです。所有権を移転して、一般住宅用地として利用するものです。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号 3 の申請についてです。所有権を移転して、太陽光発電施設用地として利用するものです。申請地は 2 筆で、適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから農地法第 5 条

第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号4の申請についてです。所有権を移転して、一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆で、譲受人が隣接する譲渡人の宅地及び建物を盛土する際に、駐車場スペースの不足に伴い宅地の拡張のため、今回の申請に至ったものです。3世代6人家族で5台の自動車の駐車場が必要であり、そのための利用計画図も添付されており、適切な計画であると判断しました。また、申請地の一部は、昭和57年5月から駐車場用地として利用されているため、追認案件であり始末書が添付されています。申請者本人も現地で立会いを行いました。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いいたします。

議長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小橋委員 　番号3の土地ですが、太陽光発電施設を設置するとの事だが、字図を見ただけでは、さっぱりで、よく分からない。何処になる。

次長 　〇〇〇（地名）です。

小橋委員 　上ね。横にも畑が一杯あり、どんどん太陽光ができるのでは。それが心配になっただけ。

後藤委員 　3年くらい前に太陽光施設が、その隣接したところに8haくらいの申請が出たのですが、太陽光の契約が20年という事で、地主が20年も生きていないので断った経緯もあります。この土地は、お墓もありますし、後も太陽光が続く事は無いと思っています。その周辺は2haほど私が耕作していますので、私が生きている間は、そういう事にはならない様にしていきたいと思います。

小橋 新しい所に、できた時には、その継続になる可能性がある。
委員 九電との契約はできているのか。

次長 はい。できています。

議長 他にありませんか。

江藤 私の勘違いかもしれませんが、番号1の申請地ですが、前にこの奥が申請に出なかったですか。
委員

和田 となりの筆（前の奥）が、転用が出ました。その時は、4条申請で譲渡人のお父さんが経営される。今度は息子に使用貸借
主幹 でただで貸して、息子が経営する。親子で隣接して長屋住宅を経営する事です。

江藤 前の申請とは違うという事ですね。
委員

和田 はい。違います。
主幹

議長 他にありませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 22 号 非農地証明願いについて事務局より説明及び報告をお願いいたします。

次 長 9 ページとなります。

議案第 22 号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記のとおり、あったので提案する。

平成 29 年 5 月 2 日 白杵市農業委員会 会長 疋田忠公

10 ページをお開きください。

番号 1、畑 599 m² については、平成 17 年に転用許可を受け、目的どおりに転用された土地です。

番号 2、田 176 m² についても、昭和 57 年に転用許可を受け、目的どおりに転用された土地です。

次に、チェックリストと併せて報告いたします。番号 1、番号 2 共に倉庫が建設されており、②の転用目的どおりに転用され、非農地化された土地に該当します。

以上、非農地証明願い 2 件について提案及び報告申し上げます。

議 長 ただ今の説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 22 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 12 ページとなります。

議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。平成 29 年 5 月 2 日 白杵市農業委員会 会長 疋田忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 5 号）（平成 29 年 5 月 2 日公告予定）です。1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成 29 年 4 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、14,602 m²、34 筆です。

畑については、6,955 m²、7 筆です。

合計面積は、21,557 m²、41 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 21 人対しまして、借り手は 5 人となります。2 ページ以降については白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。以上、簡単ではございますが、平成 29 年 5 月 2 日公告予定の農用地利用集積計画（第 5 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 11：15）